新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた 『三重県指針』ver. | 7

~県民の皆様へ 命と健康を守るために~

<u>令和4年12月27日</u>

三重県

はじめに

令和4年6月下旬から9月にかけての感染拡大の第7波においては、過去最多を大きく超える感染者が発生しました。オミクロン株(BA.5系統)が主流となり、無症状や軽症の方が多く、重症化される方の割合は少なくなったものの、感染者数の大幅な増加に伴い、入院を必要とされる方や残念ながら亡くなられる方も多数となりました。

9月以降、減少傾向にあった感染者数は10月末から徐々に増加をはじめ、第8波に入ったものと考えられます。12月以降、感染者数の増加とともに、入院者数も増加しており、インフルエンザとの同時流行の可能性も見据え、しっかりと対策をとらなければならない状況です。

政府において、オミクロン株への対応、インフルエンザとの同時流行に対応する形で基本的対処方針が変更されており、本県においても、今後の対策等も含め「三重県指針」を改定いたします。

重症化率や死亡率が低くなったとしても、感染される方が増加すると、入院を必要とされる方や亡くなられる方も増加します。県としても、医療提供体制の確保をはじめ引き続き対策に取り組んでまいりますので、県民の皆様におかれましても、ワクチン接種機会の積極的な活用、換気やマスク着用など場面に応じた感染防止対策の徹底などにご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年 | 2月 27 日 三重県知事 一見 勝之

1. 県民の皆様へ1

(1) 感染防止対策の考え方

- 〇皆様ご自身、大切な家族や友人の"命と健康"を守るためには、まずは感染予防を 行ったうえで"持ち込まないこと""広げないこと"が大切です。
- 〇密閉、密集、密接の重なる「三つの『密』」の場面だけでなく、密閉空間・密集場所・密接場面のいずれか1つでも当てはまる場面は回避するとともに、人と人との一定の距離を確保(2m程度)することが重要です。
- ○新型コロナウイルスの一般的な感染経路の中心は、咳やくしゃみ、会話等の際に排出される飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等であると考えられていることから、マスクの着用、咳エチケットや石けんによる手洗い、手指消毒用アルコール等による消毒などの基本的な感染防止対策を徹底していただくとともに、十分な睡眠など体調管理が必要です。
- ○マスクの着用の考え方については、以下のとおりです

	人との距離の確保ができる (2m以上を目安)		人との距離の確保ができない	
	屋内※1	屋外	屋内※1	屋外
会話を行う	着用推奨※2	必要なし	着用推奨	着用推奨
会話をほとんど 行わない	必要なし	必要なし	着用推奨	必要なし

- ※1 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など
- ※2 十分な換気など対策を講じている場合はマスクを外すことも可能
- ○マスク着用にあたっては、すき間ができないようしっかりと着用してください。 また、品質の確かなマスクを使用し、できれば不織布マスクの着用をお願いします。
- 〇なお、屋外で気温や湿度が高い場合は、熱中症予防の観点から、人との間隔を2m 以上とるか、会話を行わず、マスクを外すことを推奨します。
- ○マスクの着脱については、本人の意に反し無理強いされるものではありません。各 自で適切な感染防止対策となるよう対応をお願いします。
- ○夏季における冷房や冬季における暖房の使用時においても、温度、湿度等適切な室内環境を維持しつつ、十分な換気(窓を常時少し開けておく、使用していない部屋の窓を大きく開けるなど)が必要です。

¹ 以下の記述において「特措法第24条第9項に基づく協力要請」は新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請のことを指します。

特段の記載のない事項については、三重県感染症対策条例第 11 条第 1 項に基づき協力をお願いするものです。(「2. 県外の皆様へ」を除く)

(2) 感染防止対策の徹底

- 〇「人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける」、「会話をする際は、可能な限り真正面を避ける」、「買い物は、1人又は少人数ですいた時間に」などの『新しい生活様式』(参考資料1)を取り入れ、感染症に強い生活様式を定着させてください。
- ○「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は感染のリスクが高まりますので、 飲食店以外の路上や公園などの屋外も含め、特に飛沫感染に注意するなど、感染防止対策を徹底してください。

(参考資料2『感染リスクが高まる「5つの場面」』参照)

- 〇同居家族以外と飲食をする場合は、<u>場面に応じた感染防止対策をお願いします。</u> 例えば、換気など対策の徹底された店舗の利用、座席の距離などに応じて食事中で あっても会話をする際はマスクを着用する「マスク会食」、食事中は会話をしない「黙 食」の実践、正面や真横は避けて座るといった対策をお願いします。
- ○飲食店を利用する際は、店舗の実施する感染防止対策にご協力いただくようお願い します。
- ○家庭内で感染が広がると、職場や学校へとさらに感染が広がる可能性があります。 家庭内に「持ち込まない」ために外出時は「密」を避け人との距離を確保する、家 庭内で「広げない」ために帰宅後にまず手を洗うなど、基本的な感染防止対策の徹 底をお願いします。
- ○特に高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、重症化のリスクが高いため、感染防止対策 の徹底をお願いします。周囲の方におかれましても、高齢者や基礎疾患をお持ちの 方と会う場合や病院などへ行く場合は、マスクの着用<u>や検査を事前に受ける</u>など、 特に感染防止対策をお願いします。
- ○感染拡大を防ぐために、体調に異変を感じた場合は、出勤や通学を避けるなど外出 や人との接触を避けるとともに、家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用 するなど対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相 談してください。かかりつけ医が無い場合や相談先に迷う場合は、「受診・相談セン ター」に相談してください。<u>また、症状が軽く重症化リスクが低い方は、ご自身で</u> 購入される抗原定性検査キット²の利用も含め「三重県検査キット配布・陽性者登録 センター」の活用もお願いします。
- ○体調不良時への備えとして、抗原定性検査キットや、解熱鎮痛剤、体温計に加え、 日持ちする食料(5~7日分)などの生活必需品の事前準備をお願いします。
- ○新型コロナワクチンは発症や重症化を予防する効果が認められていますので、希望 される方は接種機会の積極的な活用をお願いします。若い世代の方においても、こ うした効果等についてご家庭で話し合いを行うなど、接種についてご検討をお願い します。
- ○ワクチンを接種された方についても、新型コロナウイルスに感染する場合があります。発症せずに感染を広げてしまう可能性もあるため、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。

3

^{2「}体外診断用医薬品」または「第1類医薬品」と表示された国が承認したキット

○多言語のホームページでの情報発信や、「みえ外国人相談サポートセンター (MieCo: みえこ)」においても相談窓口を設置していますので、不安を感じた際は、ご相談ください。

みえ外国人相談サポートセンター (MieCo みえこ) 電話:080-3300-8077 (平日及び日曜日 9:00~17:00)

- <u>○県外へ移動する際は、移動先の都道府県が呼び掛ける感染防止対策もご確認いただ</u> き、対策の実施をお願いいたします。
- <u>〇訪問した施設等において「安心みえる LINE3」のQRコード 4 が掲示されている場合</u>は、そのQRコードを読み込んでください。

(3) 飲食店や観光施設等における感染防止対策にかかる認証制度について

- ○県民の皆様が安心して飲食店や観光施設等を利用できるよう、感染防止対策に取り組む店舗等を三重県が認証する「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』⁵」を運用しています。飲食や観光の際は、認証店、認証施設の積極的な利用をお願いします。
- ※認証店舗はホームページに掲載しています。 https://mieria.kankomie.or.jp/eat/

2. 事業者の皆様へ

(1) 感染防止対策の徹底

○業種ごとの感染拡大予防ガイドラインや参考資料3(事業所における感染防止対策) 等により、感染防止対策の徹底をお願いします。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

- 〇特に、飲食店においては、改めて感染拡大予防ガイドラインを遵守いただき、「アクリル板の設置または座席間隔の確保」、「手指消毒の徹底」、「マスク着用の呼びかけ」、「換気の徹底」などの対策を徹底してください。
- ○集団感染等のリスクが相対的に高い高齢者施設や社会福祉施設等、県内や全国でクラスターが発生している施設においては、職員へのワクチン接種の推進や、業務の特性に応じた感染防止対策を改めて徹底いただくとともに、特に施設内へ「持ち込まない」「広げない」ことを意識した対策について職員や利用者への注意喚起を行ってください。
- ○高等教育機関等において、懇親会や寮生活、部活動、課外活動などでクラスターとなった事例がみられます。そのため『感染リスクが高まる「5つの場面」』について特に注意するなど学外での行動も含めた感染防止対策について、学生に対し周知・徹底をお願いします。

^{3 「}安心みえる LINE」は、施設・イベント等において掲示されたQRコードを利用者が読み込んで 登録することにより、感染拡大の可能性がある場合に登録者に通知するシステムです。

⁴ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

⁵ 感染防止対策に取り組む飲食店や観光施設等からの申請を受け、県が基準に基づき現地確認のうえ認証し、ステッカーを交付、認証店や認証施設を公開する制度です。

- ○20 歳未満の若い世代においても感染者が多く発生していますので、学校等において も、場面に応じた適切な感染防止対策をお願いします。
- ○食事や休憩、職場への送迎バス、勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面における感染がこれまでに発生していることから、事務所や工場などでの感染防止対策に加え、食堂、休憩所、喫煙所などにおいても感染防止対策を徹底してください。勤務時間以外でも、『感染リスクが高まる「5つの場面」』について特に注意するなど感染防止対策について従業員に対し周知・徹底をお願いします。
- ○社員寮など共同生活の場において、食堂、風呂、炊事場など共用スペースにおける 密の回避、室内の換気の徹底、体調不良の居住者はなるべく別室で休養させるなど、 感染防止対策の徹底をお願いします。
- ○外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等の皆様におかれては、感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。多言語ややさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ、三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」や、厚生労働省、内閣官房ホームページなどにも掲載されていますので、参考としてください。
 - ●三重県ホームページ「外国人住民のみなさまへ For foreign residents」 (https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/covid19info-jp.htm)
 - ●三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」(https://mieinfo.com/ja/)
 - ●厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について (https://www.covid19-info.jp/)
 - ●内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策(https://corona.go.jp/)
- 〇普段から従業員の健康管理に留意するとともに、従業員が体調不良を申し出やすい環境づくりや、体調不良の従業員は早期に帰宅させ、受診<u>や検査</u>を勧めるといった「広げない」ための対策をお願いします。
- ○在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤、オンライン会議等のツールの活用 等により、「密」となる場面を回避し、感染防止対策と社会経済活動の両立を図って ください。
- ○集客施設等においては、「密」な状況とならないよう対策を講じるとともに、感染防止チェックシートを店舗内に掲示したり、ホームページ上に公開したりするなど、 感染防止対策を講じていることが利用者に伝わるよう努めてください。
- 〇式典や研修会等の行事を実施する場合は、基本的な感染防止対策をお願いします。
- 〇労働局や経済団体においては、県内の事業所に対し、感染防止対策について周知をお願いします。特に言語や生活文化の違いなどにより感染防止対策の情報が届きづらい外国人を雇用する事業所への丁寧な周知をお願いします。また、地方出入国在留管理局等の窓口においても啓発や外国人技能実習機構等を通じた情報発信をお願いします。
- 〇市町においては、住民への感染防止対策の周知を図る中で、特に情報が届きづらい 外国人住民の方々に対し感染防止対策の情報がしっかりと伝わるよう配慮をお願い します。

○不特定多数の方が訪問される施設、店舗やイベントにおいては「安心みえる LINE」 にご登録いただき、店舗、会場等にQRコードの掲示をお願いします。

(2) 感染防止対策にかかる認証制度等の活用

○飲食店や観光施設等において、感染防止対策の取組を三重県が認証する「みえ安心 おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」の積極的な活用をお願いします。 特に、飲食店については、感染拡大時に「まん延防止等重点措置」「緊急事態措置」 等を実施する際に、認証店において営業時間短縮の制限緩和を行う場合があります ので積極的な活用をお願いします。

3. 偏見や差別の根絶と事実に基づく冷静な対応

- ○感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではありません。社会で差別的な出来事が発生していると、体調が悪くなった際に、差別を受けることが怖くて、我慢したまま日常生活を続けてしまうことにもなりかねず、結果としてウイルスを拡散させることにつながってしまいます。
- 〇感染者やそのご家族、所属する企業・団体に対し、さらに個人を特定しようとする ことや偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでくだ さい。
- 〇治療にあたっている医療従事者、県外と往来される方、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされることも絶対あってはならないことです。このような偏見や差別が生じないよう十分な配慮をお願いします。
- 〇感覚過敏、発達障がい、皮膚や呼吸器の病気など、さまざまな事情によりマスク等 の着用が困難な場合もありますので、マスク等を着用していない方への偏見・差別 につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- ○ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、職場や周りの方などに 接種を強制することや、接種を受けていない人に対する誹謗中傷、偏見や差別につ ながる行為は絶対に行わないでください。
- OSNS等において事実ではない誤った情報が拡散されることにより、県民の皆様の生活に影響を及ぼす事態も発生しています。また、ワクチンに関する科学的根拠に基づかない情報や発信者の不明な情報が広がる事例もみられます。根拠が不明な情報に基づく行動やそうした情報の拡散はしないようにご協力いただくとともに、科学的根拠に基づいた情報発信をしている公的機関等からの情報⁶をご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html など

⁶ みえ新型コロナウイルスワクチン接種ポータルサイト https://covid19-vaccine.mie.jp/ 厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンについて」

- ○新型コロナウイルス感染症に関して、差別的な扱いを受けた、不当な差別を見かけたなど、人権問題と思われる場面に直面した場合には、以下の相談窓口にご連絡ください。
- ●三重県人権センター相談窓口 電話:059-233-5500 9:00~17:00 ※土日、祝日を含む毎日
- ●法務省(みんなの人権 110 番) 電話:0570-003-110 8:30~17:15 ※平日



たとえウイルスに感染しても、 だれもが地域で笑顔に暮らせる社会に 三重県は、「シトラスリボンプロジェクト」に賛同します。

4. 感染状況のモニタリングと感染拡大時の対応

- (1) 感染状況のモニタリング
 - 〇県内で感染が拡大し、医療への負荷がかかることを防ぐため、<u>確保病床使用率、重</u> <u>症者用病床使用率、新規感染者数、入院患者数等</u>についてモニタリングを行ってい ます。
- (2) 感染拡大時の対応

今後の感染拡大時には、次のいずれかにより対応します。

≪オミクロン株が主流である間の対応≫

感染しても入院が必要となる方の割合が少なく、急激な医療提供体制のひっ迫がみられない現状をふまえ、オミクロン株が主流である間については、以下のとおり対策を実施します。

①感染防止行動徹底アラート

【基準】病床使用率 40%以上

(病床確保計画通常フェーズ3における病床数に対する使用率)

【実施する措置】感染防止対策の再徹底への協力要請しなど

②医療ひつ迫防止対策強化宣言

外来診療も含め医療提供体制に負荷が増加し、社会経済活動にも支障が生じ始めている状態となった際に発出

【基準】病床使用率<u>50%以上</u>

上記の指標に加え、以下の事象の状況等をふまえ総合的に判断

保健医療の負荷の状況

- <u>・診療・検査医療機関、救急外来に多くの患者が殺到、重症化リスクの高い</u> 方がすぐに受診できない状況
- ・救急搬送困難事例が急増
- ・医療従事者に欠勤者が多数発生、入院医療の負荷が高まる

社会経済活動の状況

・職場で欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者が多数発生

【実施する措置】感染防止対策の再徹底への協力要請 など

例)混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出を控える

高齢者施設における検査の実施への協力要請など

※併せて、政府に対し「医療ひつ迫防止対策強化地域」への指定を要請

さらに感染状況が悪化し、医療が機能不全となる可能性がある場合には、「医療非常事態 宣言」を発出するとともに、政府に対し「医療非常事態地域」への指定を要請します。

(感染防止行動徹底アラートの解除について)

アラートの発動から約3週間後も<u>医療ひっ迫防止対策強化宣言</u>に移行しておらず、<u>発出</u> <u>時より感染状況の改善がみられる場合</u>は、<u>感染防止行動徹底</u>アラートを解除します。

医療ひっ迫防止 医療非常事態宣言 感染防止行動 対策強化宣言 徹底アラート 医療提供体制への負荷が増大、社会経済 医療に負荷が生 活動にも支障が生じ始める状態 医療が機能不全となる じはじめる状態 可能性がある状態 病床使用率 50%以上 ... 【基準】 保健医療の負荷の状況 病床使用率 社会経済活動の状況 40%以上 をふまえ総合的に判断 感染が拡大しないときは、**感染防止行動徹底アラートを解除** (発動後3週間が目安)

≪感染状況が大きく変化した場合の対応≫

新たな変異株により医療提供体制への負荷が急激に高まる場合などにおいては、早期に 感染防止対策を実施することができるよう第6波までの対応と同様の基準により、以下の とおり対策を実施します。

① 三重県感染拡大阻止宣言の発出

【基準】一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じ始める状態であり、次に該当する場合

・ 病床使用率 30%以上

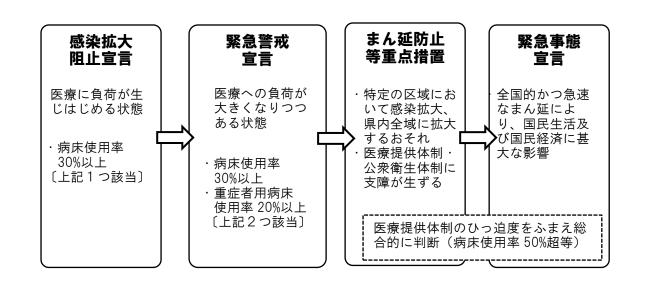
【実施する措置】感染状況に応じた感染防止対策の協力要請 など

② 三重県緊急警戒宣言の発出

【基準】一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が大きくなりつ つある状態であり、次に該当する場合

- · 病床使用率 30%以上
- ・重症者用病床使用率 20%以上

【実施する措置】感染状況に応じた感染防止対策の協力要請(など)



新しい生活様式を身に付けて 感染症に強く持続可能な 新しい三重県 へ

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

- 感染防止の3つの基本 ~身体距離の 確保、マスクの着用、手洗い~
- ☑ 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m) あける



☑ 会話をするときは、可能な限り真正面を避ける ☑ 外出時、屋内にいるときや会話をするとき、 人との間隔が十分とれない場合は 症状がなくてもマスクを着用

ただし夏場は熱中症に注意



☑ 家に帰ったらまず手や顔を洗う できるだけすぐに着替える シャワーを浴びる



☑ 高齢者や持病のある方(重症化リスクの高い 方)と会うときは、体調管理をより厳重に

移動に関する感染対策

- ☑ 感染が流行している地域からの移動、感染が 流行している地域への移動は控える
- ☑ 地域の感染情報に注意する



(2)日常生活を営む上での 基本的生活様式

- ☑ こまめに手洗い・手指消毒
- ☑ 咳エチケットの徹底 ☑ 身体的距離の確保
- 図 こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に)
- ☑ 三つの『密』(密集、密接、密閉)の回避
- ☑ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、 禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行



☑ 毎朝体温測定、健康チェック 発熱又は風邪の症状がある場合は ムリせず自宅で療養



Mie Covid-19 Task Force 新型コロナウイルス感染症対策本部 〇



「新しい生活様式」を身に付けて感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

(3)日常生活の各場面別の生活様式

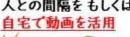
● 買い物

- 団 通販も利用
- ☑ 一人または少人数ですいた時間に
- 図 電子決済の利用
- ☑ 計画をたてて素早く済ませる
- ☑ サンプルなど展示品への接触はひかえめに
- ☑ レジに並ぶときは、前後にスペース



● 娯楽、スポーツ

- ☑ 公園は、すいた時間、 場所を選ぶ
- ☑ 筋トレやヨガは十分に 人との間隔をもしくは





- ☑ ジョギングは少人数で☑ すれ違うときは距離を とるマナー
- ☑ 予約制を利用してゆったりと
- ☑ 狭い部屋での長居は無用
- ☑ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☑ 会話はひかえめに
- ☑ 混んでいる時間は避けて

☑ 徒歩や自転車利用も併用



● 食事

☑ 持ち帰りや出前、デリバリーも



- ☑ 屋外空間で気持ちよく
- ☑ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☑ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☑ 料理に集中、おしゃべりはひかえめに
- 日お酌、グラスやおちょこの回し飲みは避けて

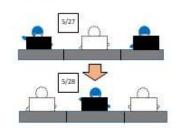
● イベント等への参加

- ☑ 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は 参加しない

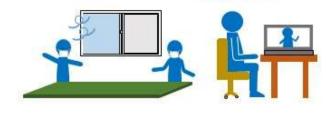


(4) 働き方の新しいスタイル

☑ テレワークやローテーション勤務



- ☑ 時差通勤でゆったりと
- ☑ オフィスはひろびろと
- ☑ 会議はオンライン
- ☑ 対面での打ち合わせは換気とマスク



三重県 Mie Covid-19 Task Force 新型コロナウイルス感染症対策本部



感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚し、<mark>注意力</mark>が<mark>低下</mark>。 また、聴覚が鈍り<mark>大声</mark>になりやすい。
- 回し飲みや箸などの共用が感染リスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の飲食と比較して、感染リスクが高まる。
- ★人数の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- 近距離でのマスクなしの会話は、飛沫感染の リスクが高まる
- 昼カラオケなどで感染事例が報告。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、閉鎖空間が長時間共有 されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分で感染が疑われる 事例が報告。



場面5 居場所の切り替わり

- 休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、 気の緩みや環境変化で感染リスクが高まることも。
- ◆ 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる 事例が報告。



令和2年10月23日「新型コロナウイルス感染症対策分科会提言」を基に作成

参考資料3 (事業所における感染防止対策)

以下は、事業所における感染防止対策の一例です。業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等 も確認し、業種や施設の種別に応じた感染防止対策の実施をお願いします。

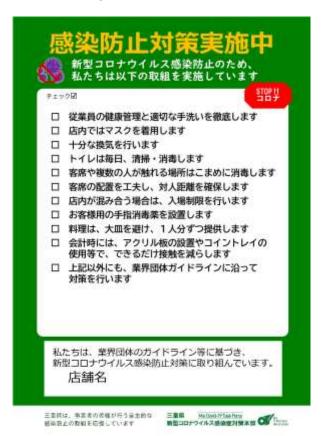
※業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧は、内閣官房ホームページに掲載されています。 (https://corona.go.jp/)

適切な感染防止対策

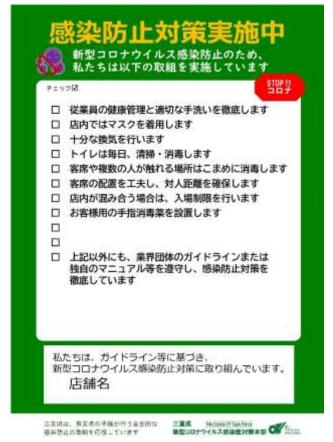
目的	具体的な取組例	
ᅏᅒᆂᅈᇬᄯᇌᇫᇬᄀᆌᆎᄔ	従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる従業員の出勤を停止	
発熱者等の施設への入場防止	来訪者の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる来訪者の入場を制限	
	換気を行うこと (可能であれば、2 つの方向の窓を同時 に開けること)	
「三つの『密』」	人と人との距離を適切にとること(利用者や従業員同士の距離確保、テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)	
「三 500 『名』] (密閉・密集・密接)の防止	オンライン会議の活用	
	密となるような行列を作らないための工夫や列間隔の 確保(約2m間隔の確保)	
	長時間の密集を避けること(利用者の滞在時間の短縮・ 制限や会議時間の短縮等)	
	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底	
 飛沫感染、接触感染等の防止 	来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手 洗いの徹底	
	店舗、事務所内の適切な消毒(複数人が触る箇所の消毒)	
	ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)	
移動時における感染の防止	テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の 実施等	
	オンライン会議の活用	

上記の取組に加え、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開する、店舗内に掲示する、全従業員に周知徹底するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようお願いします。

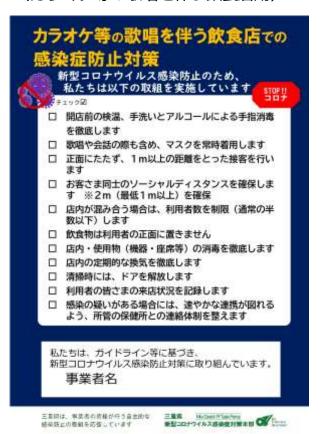
なお、気温・湿度が高い中で、屋外で人との距離が十分確保できる場合や会話がほとんど ない場合には、マスクをはずすことを推奨します。 ●感染防止チェックシート (飲食店用)



(一般事業者用)



(カラオケ等の歌唱を伴う飲食店用)



●安心みえる LINE 掲示例



(ご登録いただくと個別の施設名、QRコードを記載 した上記のチラシをプリントいただけます)

【参考】令和4年11月11日政府新型コロナウイルス感染症対策分科会において示された オミクロン株対応の新レベル分類に対する本県における対応

	目安となる 指標	<u>事象</u>			
_	病床 使用率	感染状況	保健医療の負荷の状況	社会経済活動の状況	
レベル1 <u>感染</u> 小康期	<u>-</u>	感染者は低 位で推移し ているか、 徐々に増加	・外来医療/入院医療ともに負荷は小さい	_	
レベル2 <u>感染</u> 拡大初期	30%以上 148 床 /493 床	<u>感染者が急</u> 速に増え始 <u>める</u>	・診療・検査医療機関の患者数が急増 し負荷が高まり始める ・救急外来の受診者数が増加	職場の欠勤者が増加 し、業務継続に支障 を生じる事業者が出 始める	
レベル 3 医療負荷 増大期	50%以上 279 床 /560 床 重症病床使用率も考慮	医療の負荷 を増大させ るような数 の感染者が 発生	・診療・検査医療機関、救急外来に多くの患者が殺到、重症化リスクの高い者がすぐに受診できない状況が発生・救急搬送困難事例が急増・医療従事者にも欠勤者が多数発生し、入院医療の負荷が高まる	職場で欠勤者が多数 発生し、業務継続が 困難になる事業者が 多数発生	
レベル4 医療機能 不全期	80%以上 476 床 /594 床 重症病床使用 率も考慮	今冬の新型コロナウイルス感染者の想定を超える膨大な数の感染者が発生	・膨大な数の感染者に診療・検査医療機関や救急外来で対応しきれなくなり、一般外来にも患者が殺到・救急車を要請されても対応しきれなくなり、通常医療も含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態・入院が必要な中等症II・重症患者が著しく増加・多数の医療従事者の欠勤者発生と相まって、入院医療がひっ迫・入院できずに自宅療養中・施設内療養中に死亡する者が多数発生・通常診療を大きく制限せざるを得ない状況	欠勤者数が膨大な数になり、社会インフラの維持にも支障が生じる	